

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
1	7	表 1 ⑥	宅地建物取引業法、 <u>不動産鑑定士法</u> 、土地家屋調査士法	宅地建物取引業法、 <u>不動産鑑定評価法</u> 、土地家屋調査士法
2	85	表 1	<u>主要構造部</u>が屋内または周囲で発生した火災に対して、 (令 108 条の <u>3</u>)	<u>特定主要構造部</u>が屋内または周囲で発生した火災に対して、 (令 108 条の <u>4</u>)
3	85	図 2	7.2 その他の延焼防止対策 (法22, 23条, 令109条の<u>8</u>)	7.2 その他の延焼防止対策 (法22, 23条, 令109条の<u>9,10</u>) 番号 4
	107	18	(法 22 条, 令 109 条の <u>8</u>)。	(法 22 条, 令 109 条の <u>9</u>)。

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
4	85	図 2	7.2 その他の延焼防止対策 (法22, 23条, 令109条の8) 挿入	(番号 3 に記載)
	107	20	(法 23 条)。 挿入	(法 23 条, <u>令 109 条の 10</u>)。
5	85	図 2	3.3 内装制限(令128条の3の2～128条の<u>5</u>)	3.3 内装制限(令128条の3の2～128条の<u>6</u>)
	90	18	(法 35 条の 2, 令 128 条の 3 の 2～128 条の <u>5</u>)。	(法 35 条の 2, 令 128 条の 3 の 2～128 条の <u>6</u>)。
	91	表 4 タイトル	(法 35 条の 2, 令 128 条の 3 の 2～128 条の <u>5</u>)	(法 35 条の 2, 令 128 条の 3 の 2～128 条の <u>6</u>)
	98	コラム 右段 27	条の 3 の 2～128 条の <u>5</u>)。	条の 3 の 2～128 条の <u>6</u>)。

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
6	86	13	耐火建築物とは、 <u>主要構造部</u> を	耐火建築物とは、 <u>特定主要構造部</u> ^① を
		15	防火設備 ^② を	防火設備 ^② を
		19	有するもの ^③ 。	有するもの ^③ 。
		22	界線 ^④ から	界線 ^④ から
		側注	① 20 分間の遮炎性能のあるもの。 ② 外壁を耐火構造としたものと、柱とはりを不燃材料、その他を準不燃材料としたものがある。 ③ 隣地が道路の場合は道路中心線、同一敷地内に延べ面積の合計が 500 m² を超える 2 以上の建築物がある場合には、建築物相互の外壁の中心線。	① 主要構造部のうち、ほかに延焼しない区画内に設けられ、火災時の損傷を許容する部材以外のもの。 ② 20 分間の遮炎性能のあるもの。 ③ 外壁を耐火構造としたものと、柱とはりを不燃材料、その他を準不燃材料としたものがある。 ④ 隣地が道路の場合は道路中心線、同一敷地内に延べ面積の合計が 500 m² を超える 2 以上の建築物がある場合には、建築物相互の外壁の中心線。
	91	注 5)	5) ※1 <u>主要構造部</u> を	5) ※1 <u>特定主要構造部</u> を

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
7	91	表 4 注 1	建築物の <u>部分</u> について	建築物の <u>部分など</u> について
8	93	11	(令 112 条 <u>4 項</u> , 5 項)。	(令 112 条 <u>4 項～6 項</u>)。
9	95	表 5 1 段目	主要構造部を耐火構造とした建築物 など(延べ面積が 1 500 m²を超える)	特定主要構造部を耐火構造とした建 築物など(延べ面積が 1 500 m²を超 える)

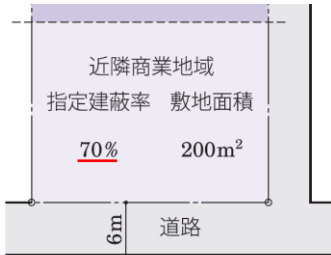
番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
12	97	5	可燃材料を用いたものは、 <u>主要構造部</u> を	可燃材料を用いたものは、 <u>特定主要構造部</u> を
		11-17	また、3000 m ² を超える大規模建築物については、 <u>主要構造部を耐火構造とするか、あるいは 3000 m² 以内ごとに壁等^②で有効に区画した場合には木造とすることができる(法 21 条 2 項)。</u>	また、3 000 m ² を超える大規模建築物については、 <u>壁、柱等及び防火設備を通常の火災時における火熱が当該建築物の周囲に防火上有害な影響を及ぼすことを防止するために必要な性能としなければならない(法 21 条 2 項、令 109 条の 7)。</u> <u>なお、火熱遮断壁等^②で区画した場合、それぞれの部分を別の建築物とみなしてこれらの規定を適用する(法 21 条 3 項、令 109 条の 8)。</u>
		側注②	② 通常の火災が終了するまで延焼を防止できる性能を有する壁、柱、床等の建築物の部分または防火設備。	② →p.96
13	97	21	れる(法 26 条)。 	れる(法 26 条 1 項)。 なお、ほかの部分と防火壁等で有効に区画された部分(特定部分)のうち、耐火建築物や準耐火建築物相当の部分には、1 000 m²以内ごとの区画は不要である(法 26 条 2 項)。

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
14	97	11-21 図 14 図 15 側注 ②-③	(別添 No. 1 参照)	(別添 No. 1 参照)
15	101	16	ただし、建築物の <u>主要構造部</u> は	ただし、建築物の <u>特定主要構造部</u> は

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
16	102	表 10	(2) <u>主要構造部</u> が耐火構造で、床面積が 100 m ² 以内ごとに耐火構造の壁、床または特定防火設備で区画されている場合	(2) <u>特定主要構造部</u> が耐火構造で、床面積が 100 m ² 以内ごとに耐火構造の壁、床または特定防火設備で区画されている場合
17	105	15	(令 128 条の <u>6</u> ,	(令 128 条の <u>7</u> ,
18	105	15	129 条の <u>2</u>)。	129 条の <u>2 の 2</u>)。

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
19	108	7	<u>2 時間</u> の非損傷性能	<u>1.5 時間</u> の非損傷性能
20	108	10	(e) () <u>主要構造部</u> が耐火構造で,	(e) () <u>特定主要構造部</u> が耐火構造で,
	109	20	共同住宅(<u>主要構造部</u> が耐火構造,	共同住宅(<u>特定主要構造部</u> が耐火構造,
		22	事務所(<u>主要構造部</u> が耐火構造,	事務所(<u>特定主要構造部</u> が耐火構造,

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
21	120	7-11	1 延焼防止性能 防火地域または準防火地域内では、建築物の周囲への延焼防止性能を確保するための制限が課され(法 61 条, 令 136 条の 2), 表 5 に示すように, 建築物の延べ面積・階数の大きい建築物のほうがより高い性能が要求される。	1 延焼防止性能 防火地域または準防火地域内では、建築物の周囲への延焼防止性能を確保するための制限が課され(法 61 条, 令 136 条の 2), 表 5 に示すように, 建築物の延べ面積・階数の大きい建築物のほうがより高い性能が要求される。 なお, 火熱遮断壁等^②で区画された場合は, それぞれの部分^①を別の建築物とみなして本規定を適用する(法 61 条 2 項)。
	側注			② →p.96
	20		ルールとなっている ^② 。	ルールとなっている ^① 。
	側注		② →p.200	① →p.200
121	5-11		しい地域の規制を受ける(法 65 条)。たとえば, ある建築物が防火地域と準防火地域にまたがる場合, <u>その建築物は</u>原則的に防火地域に関する規定を受ける。ただし, 準防火地域内の建築物の部分について, ^{削除}防火壁で区画をした場合は, 図 2(a)に示すように, ①の部分は準防火地域の規制を守ればよい。建築物が防火地域と地域指定なし, 準防火地域と地域指定なしの区域にまたがる場合も<u>同様のことがあてはまる</u>(図 2(b), (c))。	しい地域の規制を受ける(法 65 条)。たとえば, ある建築物が防火地域と準防火地域にまたがる場合, 原則的に防火地域に関する規定を受ける。ただし, 準防火地域内の建築物の部分について, 防火壁で区画をした場合は, 図 2(a)に示すように, ①の部分は準防火地域の規制を守ればよい。建築物が防火地域と地域指定なし, 準防火地域と地域指定なしの区域にまたがる場合も<u>同様である</u>(図 2(b), (c))。

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
21 続 き	121	15-19	に，都市計画によって指定^①される地区(都計法 9 条 17 項)である。この地区では，住宅の用途の床面積が延べ面積の $\frac{2}{3}$ 以上の建築物(高層住宅)についてのみ，建築物の容積に関する規制(容積率の制限^②)や，各部分の高さに関する規制(斜線制限^③)が緩和^④され，日影による中高層の建築物の高さの制限(日影規制^⑤)が適用除外^⑥される。 側注 ①-⑥ ① 第一種住居地域・第二種住居地域・準住居地域・近隣商業地域または準工業地域で，指定容積率が 400% または 500% の地域に指定される。 ② →p.128 ③ →p.134 ④ 法 52 条 1 項五号，法 56 条 1 項二号ハおよび法別表 3 4 号 ⑤ →p.143 ⑥ 法 57 条の 5 4 項	に，都市計画によって指定^②される地区(都計法 9 条 17 項)である。この地区では，住宅の用途の床面積が延べ面積の $\frac{2}{3}$ 以上の建築物(高層住宅)についてのみ，建築物の容積に関する規制(容積率の制限^⑥)や，各部分の高さに関する規制(斜線制限^④)が緩和^⑥され，日影による中高層の建築物の高さの制限(日影規制^⑥)が適用除外^⑦される。 □ ② 第一種住居地域・第二種住居地域・準住居地域・近隣商業地域または準工業地域で，指定容積率が 400% または 500% の地域に指定される。 ③ →p.128 ④ →p.134 ⑤ 法 52 条 1 項五号，法 56 条 1 項二号ハおよび法別表 3 4 号 ⑥ →p.143 ⑦ 法 57 条の 5 4 項
22	156	図 5	 図 5 練習問題 4 4. <u>74%</u>	 図 5 練習問題 4 4. <u>78%</u>
	210	右段 26		

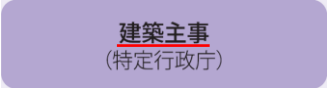
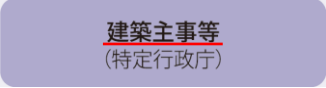
番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
23	160	図 1	特定行政庁・建築主事・指定確認検査機関 建築主 設計者・工事監理者・工事施工者	
			特定行政庁・建築主事等・指定確認検査機関 建築主 設計者・工事監理者・工事施工者	
161	3-10	② 工事に着手する前の建築主事または指定確認検査機関⁴に対する建築確認の申請と、建築主事などからの^{削除}確認済証の取得⁴。 ③ 建築物の使用開始前の建築主事などによる^{削除}中間検査および完了検査、検査済証の取得⁴。 なお、建築物省エネ法に基づく特定建築物の新築、増築および改築を行おうとする場合などには、所管行政庁または登録建築物エネルギー消費性能判定機関による適合性判定を受け、適合判定通知書を^{挿入}建築主事などに^{削除}提出しなければならない⁴。	② 工事に着手する前の建築確認の申請と確認済証の取得⁴。 ③ 建築物の使用開始前の中間検査および完了検査、検査済証の取得⁴。 なお、建築物省エネ法に基づく特定建築物の新築、増築および改築を行おうとする場合などには、所管行政庁または登録建築物エネルギー消費性能判定機関による適合性判定を受け、<u>建築確認のさいに</u>適合判定通知書を提出しなければならない⁴。	
	側注②	② →p.163	(削除)	
	側注③	③ →p.165	② →p.165	
	側注④	④ →p.172	③ →p.172	
	側注⑤	⑤ →p.194	④ →p.194	

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文																																																												
	ページ	行																																																														
23 続 き	161	表 1	<table><tr><th colspan="2">手続きの内容</th><th>提出先</th></tr><tr><td rowspan="5">着工前の手続き</td><td>許可・認定の申請</td><td>特定行政庁</td></tr><tr><td>建築確認の申請¹⁾</td><td><u>建築主事</u>，指定確認検査機関</td></tr><tr><td>建築工事届</td><td><u>建築主事</u>経由で都道府県知事</td></tr><tr><td>構造計算適合性判定の申請</td><td>指定構造計算適合性判定機関， 都道府県知事</td></tr><tr><td>(構造計算適合判定通知書の写しなどを送付)</td><td><u>建築主事</u>，指定確認検査機関</td></tr><tr><td rowspan="4">工事中の手続き</td><td>施工状況などの報告</td><td>特定行政庁， <u>建築主事</u>， 建築監視員</td></tr><tr><td>中間検査の申請¹⁾</td><td><u>建築主事</u>，指定確認検査機関</td></tr><tr><td>仮使用認定の申請</td><td>特定行政庁， <u>建築主事</u>， 指定確認検査機関</td></tr><tr><td>完了検査の申請¹⁾</td><td><u>建築主事</u>，指定確認検査機関</td></tr><tr><td rowspan="3">その他の手続き</td><td>定期報告²⁾</td><td>特定行政庁</td></tr><tr><td>安全上の措置等の計画届</td><td></td></tr><tr><td>建築物除却届³⁾</td><td><u>建築主事</u>経由で都道府県知事</td></tr></table>	手続きの内容		提出先	着工前の手続き	許可・認定の申請	特定行政庁	建築確認の申請 ¹⁾	<u>建築主事</u> ，指定確認検査機関	建築工事届	<u>建築主事</u> 経由で都道府県知事	構造計算適合性判定の申請	指定構造計算適合性判定機関， 都道府県知事	(構造計算適合判定通知書の写しなどを送付)	<u>建築主事</u> ，指定確認検査機関	工事中の手続き	施工状況などの報告	特定行政庁， <u>建築主事</u> ， 建築監視員	中間検査の申請 ¹⁾	<u>建築主事</u> ，指定確認検査機関	仮使用認定の申請	特定行政庁， <u>建築主事</u> ， 指定確認検査機関	完了検査の申請 ¹⁾	<u>建築主事</u> ，指定確認検査機関	その他の手続き	定期報告 ²⁾	特定行政庁	安全上の措置等の計画届		建築物除却届 ³⁾	<u>建築主事</u> 経由で都道府県知事	<table><tr><th colspan="2">手続きの内容</th><th>提出先</th></tr><tr><td rowspan="5">着工前の手続き</td><td>許可・認定の申請</td><td>特定行政庁</td></tr><tr><td>建築確認の申請¹⁾</td><td><u>建築主事等</u>，指定確認検査機関</td></tr><tr><td>建築工事届</td><td><u>建築主事等</u>経由で都道府県知事</td></tr><tr><td>構造計算適合性判定の申請</td><td>指定構造計算適合性判定機関， 都道府県知事</td></tr><tr><td>(構造計算適合判定通知書の写しなどを送付)</td><td><u>建築主事等</u>，指定確認検査機関</td></tr><tr><td rowspan="4">工事中の手続き</td><td>施工状況などの報告</td><td>特定行政庁， <u>建築主事等</u>， 建築監視員</td></tr><tr><td>中間検査の申請¹⁾</td><td><u>建築主事等</u>，指定確認検査機関</td></tr><tr><td>仮使用認定の申請</td><td>特定行政庁， <u>建築主事等</u>， 指定確認検査機関</td></tr><tr><td>完了検査の申請¹⁾</td><td><u>建築主事等</u>，指定確認検査機関</td></tr><tr><td rowspan="3">その他の手続き</td><td>定期報告²⁾</td><td>特定行政庁</td></tr><tr><td>安全上の措置等の計画届</td><td></td></tr><tr><td>建築物除却届³⁾</td><td><u>建築主事等</u>経由で都道府県知事</td></tr></table>	手続きの内容		提出先	着工前の手続き	許可・認定の申請	特定行政庁	建築確認の申請 ¹⁾	<u>建築主事等</u> ，指定確認検査機関	建築工事届	<u>建築主事等</u> 経由で都道府県知事	構造計算適合性判定の申請	指定構造計算適合性判定機関， 都道府県知事	(構造計算適合判定通知書の写しなどを送付)	<u>建築主事等</u> ，指定確認検査機関	工事中の手続き	施工状況などの報告	特定行政庁， <u>建築主事等</u> ， 建築監視員	中間検査の申請 ¹⁾	<u>建築主事等</u> ，指定確認検査機関	仮使用認定の申請	特定行政庁， <u>建築主事等</u> ， 指定確認検査機関	完了検査の申請 ¹⁾	<u>建築主事等</u> ，指定確認検査機関	その他の手続き	定期報告 ²⁾	特定行政庁	安全上の措置等の計画届		建築物除却届 ³⁾	<u>建築主事等</u> 経由で都道府県知事
	手続きの内容		提出先																																																													
	着工前の手続き	許可・認定の申請	特定行政庁																																																													
		建築確認の申請 ¹⁾	<u>建築主事</u> ，指定確認検査機関																																																													
建築工事届		<u>建築主事</u> 経由で都道府県知事																																																														
構造計算適合性判定の申請		指定構造計算適合性判定機関， 都道府県知事																																																														
(構造計算適合判定通知書の写しなどを送付)		<u>建築主事</u> ，指定確認検査機関																																																														
工事中の手続き	施工状況などの報告	特定行政庁， <u>建築主事</u> ， 建築監視員																																																														
	中間検査の申請 ¹⁾	<u>建築主事</u> ，指定確認検査機関																																																														
	仮使用認定の申請	特定行政庁， <u>建築主事</u> ， 指定確認検査機関																																																														
	完了検査の申請 ¹⁾	<u>建築主事</u> ，指定確認検査機関																																																														
その他の手続き	定期報告 ²⁾	特定行政庁																																																														
	安全上の措置等の計画届																																																															
	建築物除却届 ³⁾	<u>建築主事</u> 経由で都道府県知事																																																														
手続きの内容		提出先																																																														
着工前の手続き	許可・認定の申請	特定行政庁																																																														
	建築確認の申請 ¹⁾	<u>建築主事等</u> ，指定確認検査機関																																																														
	建築工事届	<u>建築主事等</u> 経由で都道府県知事																																																														
	構造計算適合性判定の申請	指定構造計算適合性判定機関， 都道府県知事																																																														
	(構造計算適合判定通知書の写しなどを送付)	<u>建築主事等</u> ，指定確認検査機関																																																														
工事中の手続き	施工状況などの報告	特定行政庁， <u>建築主事等</u> ， 建築監視員																																																														
	中間検査の申請 ¹⁾	<u>建築主事等</u> ，指定確認検査機関																																																														
	仮使用認定の申請	特定行政庁， <u>建築主事等</u> ， 指定確認検査機関																																																														
	完了検査の申請 ¹⁾	<u>建築主事等</u> ，指定確認検査機関																																																														
その他の手続き	定期報告 ²⁾	特定行政庁																																																														
	安全上の措置等の計画届																																																															
	建築物除却届 ³⁾	<u>建築主事等</u> 経由で都道府県知事																																																														
		表 1 注 1)	国の機関の長等から <u>建築主事</u> に通知	国の機関の長等から <u>建築主事等</u> に通知																																																												
	162	5	1 <u>建築主事</u>	1 <u>建築主事等</u>																																																												
	3	左段 2	1. <u>建築主事</u> …… 162	1. <u>建築主事等</u> …… 162																																																												

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
23 続 き	162	6	<u>建築主事</u> は、	<u>建築主事または建築副主事^①</u> は、
		側注		① 本書では、建築主事 または建築副主事を指す とき「建築主事等」と表 記する。
		12-13	築主事を置くことができる(法4条2項, 法97条の2, 法97条の3)。 挿入 2 特定行政庁	築主事を置くことができる(法4条2項, 法97条の2, 法97条の3)。 <u>建築副主事は、大規模建築物以外の建築物を担当するために、必要 に応じて置かれる(法4条7項)。</u> 2 特定行政庁
		14	<u>建築主事</u> を置く市区町村	<u>建築主事等</u> を置く市区町村
		図1	特定行政庁 (知事または<u>建築主事</u>を 置く市区町村の長) <u>建築主事</u> (建築確認・検査・ 立入り検査など) 法4条, 法6条など 建築審査会 (審査請求に 対する裁決, 許可の同意^② など) 法78条など (建築行政の 公正な運営)	特定行政庁 (知事または<u>建築主事等</u> を置く市区町村の長) <u>建築主事等</u> (建築確認・検査・ 立入り検査など) 法4条 法6条など 建築審査会 (審査請求に 対する裁決, 許可の同意^② など) 法78条など (建築行政の 公正な運営)
		側注①	① → p.180	② → p.180

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
23 続 き	163	4	<u>確認検査員</u> が置かれる。	<u>確認検査員または副確</u>
		側注		① 大規模建築物以外の 建築物を担当する。
		5	<u>建築主事</u> が行った	<u>建築主事等</u> が行った
		21	<u>建築主事</u> を置く	<u>建築主事等</u> を置く
		12	特定増改築構造計算基準 ^①	特定増改築構造計算基準 ^②
		側注①	① ルート2の構造計算 (許容応力度等計算), ル ート3の構造計算(保有 水平耐力計算), 限界耐 力計算など, および大臣 認定プログラムによる構 造計算(法6条の3)。 ➡p.75	② ルート2の構造計算 (許容応力度等計算), ル ート3の構造計算(保有 水平耐力計算), 限界耐 力計算など, および大臣 認定プログラムによる構 造計算(法6条の3)。 ➡p.75
		13	判定 ^② する機関	判定 ^③ する機関

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
23 続 き	163	側注②		
			② →p.169	③ →p.169
		21		
			(一部を除く④)	(一部を除く④)
		側注③	③ 市町村に建築審査会 が置かれていないときは、 その都道府県の建築審査 会が行う(法 97 条の 2 5 項)。	④ 市町村に建築審査会 が置かれていないときは、 その都道府県の建築審査 会が行う(法 97 条の 2 5 項)。
		27	裁決を行う④	裁決を行う④
		側注④	④ →p.180	⑤ →p.180

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
23 続 き	164	側注①	① 国，都道府県または 建築主事を置く市区町村 の建築物の確認は， <u>建築 主事</u> に限られる(法 18 条)。	① 国，都道府県または 建築主事を置く市区町村 の建築物の確認は， <u>建築 主事等</u> に限られる(法 18 条)。
		コラム 右段 6	<u>築主事</u> または	<u>築主事等</u> または
		図 2		
	165	4-5	建築物を建築するには，着工前に設計図書 ^① を作成し， <u>これについ</u> <u>て建築主事など</u> による確認を受ける必要がある。 削除	建築物を建築するには，着工前に設計図書 ^① を作成し， <u>建築主事等</u> <u>または指定確認検査機関</u> による確認を受ける必要がある。
		17	工事の着手前に， <u>建築主事</u> または	工事の着手前に， <u>建築主事等</u> または

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
23 続 き	166	コラム 左段 5	建築主事または指定確認検査機関が、<u>法6条</u> <u>1項</u>の建築確認のときに審査する法令は、<u>削除(番号25)</u> <u>削除(番号25)</u>	建築主事等または指定確認検査機関が建築確 認のときに審査する法令は、
	168	1-2	(a) 確認の申請書の受理 <u>建築主事ま</u> たは指定確認検査機関は、	(a) 確認の申請書の受理 <u>建築主事等</u> または指定確認検査機関は、
		12	<u>建築主事</u>などは、	<u>建築主事等または指</u> <u>定確認検査機関</u>は、
	169	8	<u>建築主事</u>によって行われる	<u>建築主事等</u>によって行われる
		16-17	<u>建築主事</u> <u>など</u>に提出する	<u>建築主事</u> <u>等または指定確認検査機関</u>に提出する
		側注③	<u>建築主事</u>が確認審査 を行うことで、	<u>建築主事等または確</u> <u>認検査員、副確認検査員</u> が確認審査を行うこと で、

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
23 続 き	169	図 4		
	170	1	<u>建築主事</u> などが	<u>建築主事等または指定確認検査機関</u> が
		6	<u>建築主事</u> などは、	<u>建築主事等または指定確認検査機関</u> は、
		13	<u>建築主事</u> を経由して、	<u>建築主事等</u> を経由して、
	171	5	<u>建築主事</u> または建築監視員は、	<u>建築主事等</u> または建築監視員は、

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
23 続 き	171	11	ついて、 特定行政庁や建築主事に 報告することを求められる	(削除)
		12	<u>建築主事</u> や特定行政庁の命令	<u>建築主事等</u> や特定行政庁の命令
		18-19	<u>建築主</u> <u>事</u> などの検査を	<u>建築主</u> <u>事等</u> または <u>指定確認検査機関</u> の検査を
		25-26	<u>建築主事</u> などの中間検査を受ける必要がある。	<u>建築主事等</u> または <u>指定確認検査機関</u> の中間検査を受ける必要がある。
		29	<u>建築主事</u> などに検査を申請	<u>建築主事等</u> または <u>指定確認検査機関</u> に検査を申請
	172	4	<u>建築主事</u> などは、	<u>建築主事等</u> または <u>指定確認検査機関</u> は、
		21	<u>建築主事</u> などに	<u>建築主事等</u> または <u>指定確認検査機関</u> に
		側注④	<u>建築主事</u> または <u>指定確認検査機関</u> が行う	<u>建築主事等</u> または <u>指定確認検査機関</u> が行う

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
24	164	コラム 右段 8-9	国土交通省の資料によると、令和 <u>3</u> 年度の建築 確認件数約 <u>56</u> 万件的うち約 <u>52</u> 万件が指定確認	国土交通省の資料によると、令和 <u>4</u> 年度の建築 確認件数約 <u>52</u> 万件的うち約 <u>49</u> 万件が指定確認
25	166	コラム 左段 5-6	(番号 23 に記載)	(番号 23 に記載)
26	166	表 1 ⑨	⑨ 宅地造成及び特定盛土等規制法 12 条 1 項, 16 条 1 項, 30 条 1 項, <u>35 条 1</u>	⑨ 宅地造成及び特定盛土等規制法 12 条 1 項, 16 条 1 項, 30 条 1 項, <u>35 条 1 項</u>
27	199	26-27	定め、 <u>不動産の鑑定評価に関する法律</u> は不動産の鑑定評価を行う不動 産鑑定士と不動産鑑定業について定めている。	定め、 <u>不動産の鑑定評価に関する法律</u> (不動産鑑定評価法)は不動産の 鑑定評価を行う不動産鑑定士と不動産鑑定業について定めている。
28	203	12	<u>建築物消費性能基準</u> への適合性	<u>建築物エネルギー消費性能基準</u> への適合性

別添No.	原 文	訂 正 文
-------	-----	-------

1	また、3000 m²を超える大規模建築物については、<u>主要構造部を耐火構造とするか、あるいは3000 m²以内ごとに壁等^②で有効に区画した場合</u>には木造とすることができる(法 21 条 2 項)。番号 12 図 14 主要構造部の制限を緩和した木造建築物の例 番号 12 ② 通常の火災が終了するまで延焼を防止できる性能を有する壁、柱、床等の建築物の部分または防火設備。 ③ 耐火構造の防火壁や防火床で、延焼を防止するための措置がなされたもの(令 113 条)。 番号 13 (b) 防火壁等 木造建築物などで延べ面積が1000 m²を超える大規模建築物は、<u>防火壁等^③</u>によって1000 m²以内ごとに区画しなければならない(図 15)。ただし、耐火建築物や準耐火建築物などは除外される(法 26 条)。番号 13 図 15 防火壁等の設置例 防火壁 - 耐火構造で、自立するもの - 木造建築物では、無筋コンクリート造・組積造以外 給水管のすき間は、不燃材料で埋める 風道が貫通する部分等は、特定防火設備を設ける 床面積(1000m²以内) 特定防火設備 原則として 50cm以上 2.5m以下 床面積(1000m²以内) 原則として 50cm以上 図 15 防火壁等の設置例	また、3 000 m²を超える大規模建築物については、<u>壁、柱等及び防火設備を通常の火災時における火熱が当該建築物の周囲に防火上有害な影響を及ぼすことを防止するために必要な性能としなければならない</u>(法21条2項，令109条の7)。 番号 12 ② →p.96 なお、<u>火熱遮断壁等^④</u>で区画した場合、それぞれの部分を別の建築物とみなしてこれらの規定を適用する(法21条3項，令109条の8)。番号 12 (b) 防火壁等 木造建築物などで延べ面積が1000 m²を超える大規模建築物は、<u>防火壁等^③</u>によって1000 m²以内ごとに区画しなければならない(図 15)。ただし、耐火建築物や準耐火建築物などは除外される(法 26 条 1 項)。番号 13 ③ 耐火構造の防火壁や防火床で、延焼を防止するための措置がなされたもの(令 113 条)。 番号 13 なお、ほかの部分と防火壁等で有効に区画された部分(特定部分)のうち、耐火建築物や準耐火建築物相当の部分には、1 000 m²以内ごとの区画は不要である(法26条2項)。 図 14 主要構造部の制限を緩和した木造建築物の例 図 15 防火壁等の設置例 防火壁 - 耐火構造で、自立するもの - 木造建築物では、無筋コンクリート造・組積造以外 給水管のすき間は、不燃材料で埋める 風道が貫通する部分等は、特定防火設備を設ける 床面積(1000m²以内) 特定防火設備 原則として 50cm以上 2.5m以下 床面積(1000m²以内) 原則として 50cm以上 図 15 防火壁等の設置例
---	--	---